

ケース研修ワークシート (6)-② 体罰 (中学校)

● ケース

氏名 ()

中学2年生の数学を担当しているA教諭は、その日、昼休みが終わると、1組の授業でT Tと一緒に担当しているB教諭とともに教室へ向かった。

1組の教室横の廊下では、以前から授業を抜け出すことの多い男子生徒Cとその他の生徒数名が、おしゃべりをしていた。

Ａ教諭が、Ｃの名前を大声で叫び、他の生徒とともに教室に入るよう注意したところ、他の生徒は素直に従ったが、Ｃだけはそこから立ち去ろうとした。そこで、Ａ教諭は、Ｃの肩をつかみ制止しようとしたが、Ｃが逆にくっついてかかってきたので、頬を平手打ちにした。頬は少しはれていたが大したことはないと判断し、そのまま教室に連れて行き、授業を受けさせた。

B教諭も、以前からCの指導には手を焼いており、この場面では何もできず、ただ見ているだけであった。しかし、A教諭の行為は、明らかに体罰であり、このままにしてよいものかと悩んでいる。

コンプ`ライアンスハント`ブックケース集(平成22年8月)より

(1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

(3) 対応策について検討してみましょう！

(4) セルフチェックしてみましょう！

	項 目	ア	イ	ウ
1	体罰は人権を侵害する行為であり、学校教育法などで禁止されていることを知っている。			
2	「教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）」で示された体罰等を行った場合の処分を理解している。			
3	児童生徒の指導に当たっては、感情的にならず、教育的に配慮して、冷静に対応するよう心がけている。			
4	「時には力による指導も必要だ」と体罰を肯定する考えは誤りで、体罰によらない指導ができてこそ教育のプロだと思う。			
5	体罰を見過ごさず、注意したり、管理職に報告したりすることができる。			

(ア: はい イ: どちらともいえない ウ: いいえ)

◎ 今回の研修についての感想（評価を○で囲んで、感想を書いてください。）

評価	とても良かった	良かった	あまり良くなかった	良くなかった

解説

ケース研修ワークシート（体罰② 中学校）

(1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇男子生徒Cは、授業を抜け出すなど生徒指導上の問題を抱えた生徒である。
- ◇A教諭は、他の生徒の前で、Cの名前を大声で叫んでいる。
- ◇A教諭が、立ち去ろうとしたCの肩をつかみ制止しようとしたため、Cが反発した。
- ◇反発したCを叩いたA教諭の行為は、身体に対する侵害を内容とする懲戒に該当し、体罰とみなされる。
- ◇A教諭は、Cの頬がはれていても係わらず、しかるべき手当を行っていない。
- ◇B教諭は、日頃からCによい印象を持っておらず、A教諭の行為を傍観しているだけであった。あるいは、何もできなかった。
- ◇B教諭は、このままにしてはよくないと思いながらも、行動に移すことはできていない。

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任 （状況により）懲戒免職・停職・減給・戒告
（参考）懲戒免職になった場合、教員免許状は効力を失い、退職手当は支給されない。
- ◇刑事上の責任 （状況により）刑法による傷害罪・暴行罪により懲役又は罰金
（参考）傷害罪：15年以下の懲役又は50万円以下の罰金。暴行罪：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金。執行猶予付きであっても禁錮刑以上の場合、欠格条項に該当し失職する。
- ◇民事上の責任 （状況により）被害者への慰謝料等の損害賠償責任
※ 関連する法令等は、コンプライアンスハンドブックケース集の14ページを参照してください。

(3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇適切な初期対応を行う（事実関係の把握、被害者への謝罪等）。
- ◇管理職を中心に組織的に対応する（情報・意思決定の一元化、取材対応等）。
- ◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇児童生徒にメンタルヘルスケアが必要な場合は、専門家の指示に基づいて、適切に対応する。
- ◇体罰を容認する土壌があれば、これを一掃し、不適切な指導に対して、教職員相互に点検し合える環境づくりに努める。
- ◇校内研修等で、体罰によらない生徒指導の在り方について、研究に努める。
- ◇特定児童生徒への個別指導については、一人の教員に任せることなく、複数である体制を整える。
- ◇児童生徒が何でも気軽に話せる教育相談体制の充実に努める。

教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
	(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
	(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
	(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			